

店舗統合に伴う取扱業務の一部変更のお知らせ

桃山支店お取引のお客様へ

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび 2019年7月8日(月)の当金庫の店舗統合に際し、お取扱業務の一部について変更がございます。下記に該当するお客様におかれましては、お手続き等でお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月8日(月)以降のお取扱

(キャッシュカード・ATMでのお取引は、7月7日(日)以降のお取扱)

お通帳をお持ちのお客様へ

- お通帳は、ATMを含むすべてのお取引でそのままご利用いただけますが、お通帳の印字と実際の店舗名・店番などが相違するため、期間の制限はございませんが、お早目の切替をお願いいたします(該当のお通帳は普通預金・貯蓄預金となります)。尚、お通帳の切替は、最寄りの当金庫店舗でお手続きいただけます。
- 定期預金等の通帳・証書や定期積金通帳については、満期日まで切替の必要はございません。
- お通帳の切替の際、本人確認書類(運転免許証・年金手帳・パスポート・健康保険証等)が必要となる場合があります。

キャッシュカードをご利用のお客様へ

- 現在お持ちのキャッシュカードは、新しいキャッシュカードへの切替は必要ございません。
- 7月7日(日)以降、取扱金融機関(コンビニ含む)のATMによっては、ご利用明細等に桃山支店の店舗番号等が表示される場合があります。

ローンカードをご利用のお客様へ

- 現在お持ちのローンカードは、新しいローンカードへの切替は必要ございません。
- 7月7日(日)以降、取扱金融機関(コンビニ含む)のATMによっては、ご利用明細等に桃山支店の店舗番号等が表示される場合があります。

下記のお振込金お受取口座をお持ちのお客様へ

- 給与振込のお受取口座
- 厚生年金基金(企業年金連合会を除く)・適格年金・個人年金等の私的年金のお受取口座
- 売上代金等のお受取口座
- 家賃等・定例振込のお受取口座
- 配当金・税金・保険返戻金等のお受取口座

店舗名・店番の変更に伴い、振込指定口座の変更依頼のお手続きが必要となります。

*お振込ご依頼様へご連絡する用紙を用意しておりますので、窓口までお申しつけください。

年金をお受取のお客様へ (下記の公的年金等は対象外です)

- 国民年金
- 厚生年金基金(企業年金連合会支給)
- 厚生年金
- 船員保険
- 公立学校共済年金
- 新国民厚生年金
- 国家公務員共済年金
- 私立学校共済年金
- 国民年金基金
- 都道府県職員共済年金
- 警察共済年金
- 国民年金短期
- 市町村職員共済年金
- 労災年金

上記以外の年金をお受取りのお客様は、年金の支払機関へのお受取口座変更のお手続きが必要となります。

*お振込ご依頼先様へご連絡する用紙を用意しておりますので、窓口までお申しつけください。